

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年6月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第57号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（令和7年岩手県条例第10号）の施行期日は、令和7年6月16日とする。